

つがる市軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号。）」における第二の9（2）①ウ及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号。）」における第二の11（2）ウに基づき、市が比較的介護状態が軽い高齢者（以下「軽度者」という。）に係る指定（介護予防）福祉用具貸与費の対象外種目に係る給付（以下「例外給付」という。）の可否を判断する場合の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(確認依頼書の提出)

第2条 例外給付が必要であることの確認を受けようとする者は、介護保険福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）例外給付確認依頼書（様式第1号。以下「確認依頼書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画書又は介護予防サービス支援計画書の写し
- (2) サービス担当者会議の要点の写し（介護予防支援の場合は、サービス担当者会議の要点が記入された介護予防支援経過記録の写しで可）
- (3) 医師の医学的な所見の分かる書類の写し（主治医意見書、医師の診断書又は担当介護支援専門員（指定介護予防支援事業所にあつては担当職員）が面接若しくは電話により聴取した内容を記録したもの。ただし、サービス担当者会議の要点等に例外給付が必要な状態の原因となっている疾患名、医師の所見及び必要とされる福祉用具の種目が確認できる詳細な記録がある場合は、省略できるものとする。）

(例外給付の決定)

第3条 市長は、前条の確認依頼書の提出があつたときは、その内容を審査し、例外給付の可否及び対象期間を決定し、介護保険福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）例外給付確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(例外給付の対象期間)

第4条 前条に規定する例外給付の対象期間は、第2条に規定する確認依頼書の受付日の属する月の初日以降で貸与が必要な日から、当該要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了する日までとする。ただし、事前にやむを得な

い事情により確認依頼書の提出が遅れる等申し出のあった場合はこの限りでない。

- 2 前条の規定により例外給付を受けている者が、要介護状態区分若しくは要支援状態区分の変更の認定又は要介護認定により新たに認定を受けた場合は、この認定の効力が生じた日の前日をもって前項の対象期間が終了したものとみなす。

(例外給付の決定の取消し)

第5条 市長は、例外給付の決定を受けた者が関係法令及びこの要綱に違反したとき、又は不正の手段により給付を受けたときは、例外給付の決定を取り消すものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。